令和８年３月９日
文部科学省
初等中等教育局初等中等教育企画課

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令案について、令和７年 12 月 26 日から令和８年１月 24 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 97 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約し、パブリックコメントの対象となる意見についてのみ、考え方を示させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
省令に「主務教諭」を規定する必要はない。	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第68号）において、学校に置くことができる職として「主務教諭」が創設されたことに伴い、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条第１号ロに主務教諭を追加するなど、関係省令の規定を整備することとしております。
主務教諭はどのような役割なのか、どのような者がなるのか、何人が主務教諭になるのかが明確ではない。	主務教諭は、校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されます。このため、一定の経験、知識等を有する教諭のうち、こうした役割を担うことができる教諭が主務教諭として任用されることになると考えられ、その旨、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」（令和７年９月26日７文科初第1404号文部科学事務次官通知。以下「留意事項通知」という。）等で周知しているところです。具体的な配置人数等については、任命権者の判断により決められるものとなります。
教務主任や学年主任等の職務を担う主務教諭を置くときは、当該主任を置かないことができるとする規定について、主務教諭に業務が集中する恐れがあるのではないか。	当該規定については、必置とされている教務主任や学年主任等について、教務主任や学年主任等の担当する教育活動に関し総合的な調整を行う主務教諭が置かれている場合には、当該主務教諭が当該主任等の職務を含めて担当することとなることから、当該主任等を置かなくてもよいこととするものです。また、主務教諭の職が適切に機能し、教職員間の連携・協働が円滑に効果的に行われるよう、主務教諭のみに業務が集中することのないよう留意しつつ、学校における校務全体のマネジメントに取り組んでいただきたいことについて留意事項通知等で周知しているところです。

進路指導主事等の職務を担う主務教諭を置くことに伴い、進路指導主事等を置かない場合、主務教諭に役割が固定されることで校内人事や人事異動に柔軟性が持てなくなるのではないか。	主務教諭が具体的にどういった教育活動を担当するかは、校長等が学校の状況等に応じて命ずることになるものであり、また、主務教諭を各学校にどのように配置するか等については、地域や学校の状況を踏まえ、各任命権者において適切に判断されるものと考えております。
「主務教諭」の中に「養護教諭」が含まれることがわかりづらい。	「主務教諭」という用語の中には「養護教諭」は含まれません。なお、「主務教諭」という用語は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第11項で規定する児童の教育をつかさどる主務教諭と同条第20項第2号で規定する児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を含めた包括的な概念として用いられています。